

高知県薬剤師奨学金返還支援事業費補助金【Q&A】

1 対象病院(補助金の対象となる病院)の登録について	
Q1	事業者の本社が県外にある場合、「対象病院」として登録することはできますか。
A	法人所在地が県外の場合も、県内で開設している病院は、対象病院として登録できます。
Q2	登録はいつまでに申請すればよいですか？
A	申請は随時可能ですが、登録されるまで補助金の交付申請の受付ができませんのでご注意ください。
Q3	「対象病院」は公表されますか？
A	対象病院は、県ホームページで公表します。
2 支援対象者(奨学金返還支援制度により奨学金返還の支援を受ける薬剤師)について	
Q4	支援対象者の要件である既卒者の説明で「県内で薬剤師として勤務したことのない者」とは、どの範囲までを指しますか？
A	薬剤師免許を取得後に、県内の以下の事業所で勤務したことのない方を指します。 <ul style="list-style-type: none">・医療施設(病院、診療所)・薬局・介護保険施設(介護老人保健施設、介護医療院)・医薬品関係企業(医薬品製造販売業・製造業、医薬品販売業)・衛生行政機関又は保健衛生施設
Q5	高知県外の出身者でも支援対象者になりますか？
A	出身地は問いませんので、支援対象者になります。
Q6	県外在住者が県内の対象病院に勤務する場合、支援対象者になりますか？
A	住所地が県外の場合でも、支援対象者になります。
Q7	現在、県外のグループ病院に薬剤師として勤務しており、病院内の転勤により県内の対象病院で勤務する場合、支援対象者になりますか？
A	県外のグループ病院からの転勤による勤務の場合は、自分の意思で対象病院での勤務期間を決めることが困難なため、支援対象者になりません。
Q8	補助対象期間中に、同一の補助事業者が経営する、他の対象病院に転勤した場合、支援対象者になりますか？
A	転勤先も対象病院として登録されている場合に限り、支援対象者として補助は継続されます。
Q9	対象病院で勤務しながら、他の施設でも勤務する場合、支援対象者になりますか？
A	原則、補助事業者の対象病院で勤務することを支援対象者の要件としていますが、以下の場合、兼務や出向が認められます。 また、兼務は、対象病院での勤務が勤務時間の2分の1を超えている必要があります。 <ul style="list-style-type: none">・学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第23条第2項に基づく学校薬剤師の業務・薬剤師会が開設する休日夜間対応薬局に係る業務・市町村が開設する休日診療所に係る業務・県内の他病院への出向など特に知事が必要と認めた業務

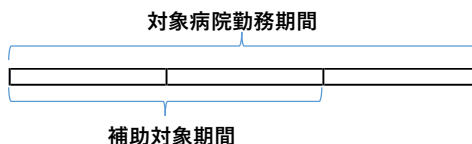
Q10 雇用形態はパートや嘱託職員でも支援対象者になりますか？	
A	支援対象者にはなりません。正規雇用の職員のみが支援対象者となります。ただし、特殊な雇用形態の場合は、個別に相談ください。
3 教育プログラムについて	
Q11 知事が認める教育プログラムとはどのようなものですか？	
A	厚生労働省が示す薬剤師臨床研修ガイドラインに沿って構成された研修プログラムを指します。
Q12 教育プログラムの受講が必要な期間はいつまでですか？	
A	補助対象期間中、補助事業者は支援対象者に必ず受講させていただく必要があります。なお、実績報告時に受講状況が確認できる書類を提出していただきます。
4 補助対象経費について	
Q13 補助対象経費となるのはどのような経費ですか？	
A	補助事業者が、奨学金返還支援制度を設け、補助対象期間中に支援対象者に対して奨学金返還を支援するために給付する手当等が補助対象経費となります。 補助事業者が支援対象者に代わって奨学金貸与機関に送金する場合も補助対象経費となります。
Q14 対象となる「奨学金」はどのようなものですか？	
A	対象となる「奨学金」は、次の返済義務のある貸与型の奨学金が対象になります。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 日本学生支援機構第1種奨学金(無利子)又は第2種奨学金(有利子) ○ 土佐育英協会又は県内市町村が貸し付ける奨学金 ○ 日本学生支援機構ホームページ掲載の奨学金事業実施団体による貸与型奨学金 ○ 母子父子寡婦福祉資金貸付金(修学資金)、生活福祉資金(教育支援資金) ○ その他知事が認める貸与型の奨学金 ※対象外の奨学金の要件 <ul style="list-style-type: none"> × 県、県内市町村又は企業等が貸し付ける、卒業後の特定分野の従事や地域での就業・定住等を要件とした返還免除の規定を有する奨学金 × 保護者等が借り受けて返済する「教育ローン」
Q15 複数の団体から奨学金を借り入れている場合、補助対象経費はどのようになりますか？	
A	補助対象の奨学金であれば、借入先の数は関係なく、補助事業者が支援した額が補助対象経費となります。
Q16 補助事業者の奨学金返還支援制度により、既に奨学金返還の支援のための手当等の支給を行っている場合、交付申請前に行った手当等の支給は対象経費となりますか？	
A	交付申請前に行った支給については対象経費になりません。補助金の交付決定の日の属する月以降に支給した手当等が補助対象経費となります。
Q17 高知県が実施する他の奨学金返還制度との併用は可能ですか？	
A	本県が実施する他の奨学金返還補助と併用して受けることはできません。
Q18 県内の市町村が独自で行っている奨学金返還制度と併用は可能ですか？	
A	県内市町村が独自で行っている奨学金返還支援制度と併用受けることができます。ただし、返還支援額が返還額を超えないようにする必要がありますので、他の支援制度で受け取る額を確認させていただきます。 ※ 他の地方公共団体や企業等の規定で県の補助金との併用を不可としている可能性がありますので、ご利用を検討されている団体等の補助制度を確認してください。

Q19 奨学金を繰上償還する場合、補助金の交付を受けることはできますか？

- A 奨学金を繰上償還する場合、補助対象期間(月数)に月額の限度額を乗じた額を上限に補助します。交付申請書に添付する「奨学金返還支援事業計画書」の「補助対象経費」には、繰上償還予定額を含めて記載してください。

Q20 支援対象者が奨学金の返還を滞納した場合、補助金の交付を受けることはできますか？

- A 正当な理由なく奨学金の返還を滞納した場合は、その時点で補助を打ち切ります。滞納した場合は、速やかに県に報告のうえ、変更承認申請書又は廃止承認申請書(支援対象者が1名の場合)を知事に提出し、承認を受ける必要があります。なお、この場合の補助対象期間は、対象病院勤務期間の3分の2以下となり、既に交付した補助金の一部の返還を求める場合があります。



Q21 支援対象者が県外勤務となった場合、補助金の交付を受けることはできますか？

- A 支援対象者が県外勤務となった場合は、補助事業は打ち切りになります。その場合、第6号様式変更承認申請書又は第7号様式廃止承認申請書(支援対象者が1名の場合)を提出し、知事の承認を受ける必要があります。なお、この場合の補助対象期間は、対象病院勤務期間の3分の2以下となり、既に交付した補助金の一部の返還を求める場合があります。

Q22 補助対象期間中に支援対象者が離職する場合、補助金の交付を受けることはできますか？

- A 補助対象期間中に対象病院を離職する場合には、補助事業は打ち切りになります。その場合、変更承認申請書又は廃止承認申請書(支援対象者が1名の場合)を知事に提出し、承認を受ける必要があります。なお、この場合の補助対象期間については3分の2以下になります。

Q23 補助金の交付を受けた後、補助対象期間の2分の1未満の期間中に、支援対象者が離職した場合、それまでに受けた補助金を返還する必要がありますか？

- A 補助対象期間後、補助対象期間の2分の1以上の期間、補助事業者の対象病院で薬剤師として勤務しなかった場合、原則として、支援対象者の勤務期間等に応じてそれまでに受けた補助金の全額又は一部返還を補助事業者に求めることとなりますのでご注意ください。

Q24 対象病院の奨学金返還支援制度規程等に基づき、補助事業者が支援対象者に支給した手当等の返還を受けた場合、それまでに受けた補助金を返還する必要がありますか？

- A 支援対象者から返還を受けた手当金等に、補助事業者が交付を受けた当該補助金相当額が含まれる場合は、返還を受けた手当金等のうち補助金相当額の返還が必要ですので、速やかに県に報告をお願いします。ただし、返還を受けた時点で、補助対象期間の2分の1以上の期間、補助事業者の対象病院で薬剤師として勤務していなかった場合、補助対象期間が3分の2以下となるため、支援対象者から返還を受けた額にかかわらず、それまでに受けた補助金の一部返還を補助事業者に求めることとなりますのでご注意ください。

5 交付申請手続き等について

Q25 支援対象者の奨学金の返還が10月から始まります。10月から手当等の支給を開始する場合、交付申請はいつまでに必要ですか？

補助対象期間は、支援対象者が補助事業者から奨学金返還の支援のために支給を受ける最初の月から最後の月までの期間です。

- A 10月から手当等の支給を開始する場合は、支給開始月である10月中に交付決定を受ける必要があるため、交付申請は、手当等の支給開始日の属する月の前月である9月中にお願いします。交付決定手続きには時間を要しますので、余裕をもった申請をお願いします。

Q26 申請書等に押印は必要ですか？

- A 申請書には押印は不要ですが、誓約書には押印が必要です。

Q27 納税証明書はどこで発行が受けられますか。

- A 県税事務所で発行されますので、下記にお問い合わせください。

県税事務所	所在地	電話番号
安芸県税事務所	安芸市矢ノ丸1-4-36(安芸総合庁舎)	0887-34-1161
中央東県税事務所	高知市大津乙1820-1	088-866-8500
中央西県税事務所	高知市丸の内1-7-52(高知県庁西庁舎)	088-821-4651
須崎県税事務所	須崎市西古市町1-24(須崎総合庁舎)	0889-42-2366
幡多県税事務所	四万十市中村山手通19(幡多総合庁舎)	0880-35-5972

Q28 県税完納情報に係る同意書(※1)及び本人確認書類の写し(※2)は、何を提出したらよいですか。

※1: 税務課が別に定める「県税完納情報提供事務処理要項」における第4号様式をご提出ください。

※2: 申請者が個人の場合は、マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等をご提出ください。

申請者が法人の場合は、法人代表者のマイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等をご提出ください。

- A (注)マイナンバーカードは、表面のみコピー(裏面はマイナンバーの表示があるため提出は不可。)、健康保険証の保険番号及び被保険者等記号・番号は復元できない程度にマスキング処理を施す等してください。

Q29 Q8.申請書の様式や記載例はありますか。

A. 高知県薬務衛生課のホームページに掲載しています。

- A 県ホームページのトップページ→「高知県薬剤師奨学金返還支援事業費補助金」で検索
<https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2024080900058/>